

平成27年 6 月 5 日開会

平成27年 6 月 5 日閉会

平成27年三宅町議会 第2回定例会会議録

三 宅 町 議 会

平成27年6月三宅町議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月5日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第46号～議案第51号、承認第9号の上程、説明、質疑、討論、 採決 報告第1号～報告第3号の上程、説明	8
同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
固定資産評価審査委員会委員新任の挨拶	24
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
一般質問	27
池 田 年 夫 君	28
園 田 時 廣 君	32
森 内 哲 也 君	36
森 田 浩 司 君	40
追加議案の上程	52
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	52

発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
選挙第5号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	56
閉会中の継続審査について	57
町長挨拶	58
閉会の宣告	58
署名議員	59

三宅町告示第67号

平成27年6月三宅町議会第2回定例会を
次のとおり招集する

平成27年5月21日

三宅町長 志 野 孝 光

記

1. 招集日時 平成27年6月5日 金曜日
午 前10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

平成27年6月三宅町議会第2回定例会

会期日程表

平成27年6月5日金曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	6月5日金曜日	午前10時00分	定例会開会

平成27年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成27年6月5日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

森田浩司	森内哲也	辰巳光則
松田晴光	衣川喜憲	園田時廣
植村ケイ子	川口靖夫	池田年夫
辰巳勝秀		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	志野孝光	副町長	北野勝也
教育長	土江義仁	教育委員長	岡本佳世子
総務部長	岡橋正識	未来創造部長	江蔵潔明
くらし創造部長	松本幹彦	土木環境部長	東浦一人
健康子ども部長	中田進	教育委員会事務局長	岡本豊彦
会計管理者	乾輝男	幼稚園園長	吉井五十鈴

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	山田恵二	モニター室係	堀川佳則
モニター室係	増田翔		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3番議員	辰巳光則	4番議員	松田晴光
------	------	------	------

平成27年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成27年6月 5日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 議案第46号 平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算について |
| 日程第4 | 議案第47号 三宅町地方創生推進委員会設置条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第48号 三宅町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第49号 三宅町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第50号 三宅町地域包括ケア推進会議設置条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 承認第9号 (専決処分事項報告) 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 報告第1号 平成26年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第11 | 報告第2号 平成26年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第12 | 報告第3号 平成26年度三宅町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第13 | 同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第14 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第15 | 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第16 | 発議第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関 |

する意見書

- 日程第17 一般質問について
- 追加日程第1 議案第52号 平成27年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について
- 追加日程第2 発議第4号 安倍内閣の安全保障関連の11法案の拙速な採決をやめ、慎重審議を求める意見書（案）
- 追加日程第3 発議第5号 TPP交渉に関する意見書（案）
- 追加日程第4 選挙第5号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

◎議長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 皆様、おはようございます。定刻、少し早いかなと思うんですけども、開会させていただきます。

本日、平成27年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多忙の中ご出席を賜り、心から敬意を表する次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを初めとする議案6件、承認1件、報告3件、同意1件、諮問2件、発議1件が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 開会に先立ち、志野町長より挨拶をいただきます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成27年三宅町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ご多忙の中ご出席いただき厚くお礼申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろより町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、平成25年5月に成立した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に係る12桁の個人番号の通知が平成27年10月から始まります。平成28年1月からは、社会保障及び税、災害対策分野に限って利用されることになり、行政の効率化、国民の利便性の向上、公正・公平な社会の実現に期待されるところであります。

本町におきましても、本年度から来年度にかけて住民基本台帳、税務、社会保障システムの改修を行い、平成29年7月からの情報連携に向けて準備を進めているところでございます。特定個人情報の保護についても適正な運用がなされるよう万全を期してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしますとともに、今期定例会において、議員皆様方にご審議を賜ります議案につきましては、平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算1件を初め、条

例制定 2 件、条例改正 3 件、承認 1 件、平成26年度一般会計予算繰越明許計算書、平成26年度三宅町公共下水道事業特別会計並びに水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告 3 件、固定資産評価委員の同意 1 件、人権擁護委員の推薦につき諮問 2 件の計13件の重要案件をご提案申し上げ、議会からも発議 1 件の提案があり、合わせて14件のご審議願うわけですが、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（植村ケイ子君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成27年 6 月三宅町議会第 2 回定例会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 02 分）

◎議事日程の報告

○議長（植村ケイ子君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植村ケイ子君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により 3 番議員、辰巳光則君及び 4 番議員、松田晴光君の 2 人を指名します。

◎会期の決定

○議長（植村ケイ子君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日の 1 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日の 1 日間とすることに決定しました。

◎議案第46号～議案第51号、承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決 報告第1号～報告第3号の上程、説明

○議長（植村ケイ子君） これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第3、議案第46号 平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、日程第13、同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては、熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りいたします。

日程第3、議案第46号 平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、日程第12、報告第3号 平成26年度三宅町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの議案6件、承認1件、報告3件を一括上程したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 本定例会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明いたします。

それでは、議案第46号 平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算について説明いたします。

まず、歳出から説明いたします。6ページ上段をご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、平成27年、28年度において公益財団法人奈良県消防協会磯城支部事務局が三宅町の当番であることから、出初め式・消防操法大会への出場準備、支部固有事務の処理など、消防団及び消防防災事務が増大することから、専任嘱託職員の雇用の必要があり、1名分の人件費として給料163万3,000円、共済費32万4,000円の増額を行っております。また傷病休暇職員1名に対する人員補充を緊急に行う必要が生じ、60日程度の人材派遣契約により対応するため、その他委託料57万6,000円の増額を行っております。同目の負担金補助及び交付金においては、一般財団法人自治総合センター補助金の交付決定に伴う三宅町コミュニティ助成事業補助金として、屏風自治会への補助

金220万円の増額を行っております。

款2総務費、項1総務管理費、目4企画費では、一般財団法人地域活性化センターへの平成27年度地域づくりアドバイザー事業の助成を受け、公的機関が行うべき正しく安全な既存の情報発信サイトの効率的な運営やソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNS等を利用したリアルタイムで魅力ある情報発信の方法について、自治体がネットコミュニティとかわかっていく上で専門講師等のアドバイスをを受け、職員の研修を行うため、講師謝金で18万円、講師交通費2万円の増額を行っております。

同じく6ページ中段をご覧ください。

款2総務費、項1戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費では、マイナンバー法の施行により、12桁の個人番号の付番が行われることに伴い、個人番号通知カードの作成並びに発送を平成26年総務省令第85条の規定に基づき、地方公共団体情報システム機構に事務の委任を行うにつき、負担金及び交付金249万6,000円の増額を行っております。

続きまして、6ページの下段から7ページの上段をご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目8臨時福祉給付金給付事業では、臨時福祉給付金給付事業が昨年度から引き続き実施されることになったため、職員手当の一部を補助対象として、7ページ下段の款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費から振り替え計上を行うため44万3,000円の増額を行い、関係事務経費において職員旅費1,000円、消耗品費5万4,000円、チラシ・申請書等の印刷製本費12万4,000円、臨時回線の開設、郵便切手代等の通信運搬費32万8,000円、口座振込手数料等16万6,000円、電算システムの導入に伴う電算事務委託料266万1,000円、電算機器の賃借料11万1,000円についてそれぞれ増額を行い、臨時福祉給付金は給付対象者1人当たり6,000円に1,419人を乗じ、その他負担金851万4,000円の増額を行っております。

次に、7ページ中段をご覧ください。

款3民生費、項2社会福祉費、目6幼児園費では、フルタイムのパート職員雇用に伴う雇用者負担分の社会保険料24万2,000円の増額、幼児園西側駐車場のアスファルト舗装が老朽化し、路面の凹凸が激しく、雨天時には広範囲の水たまりが発生するなど利用に支障があるため、打ちかえを行うべく工事請負費268万3,000円の増額を行っております。

次に、7ページの下段から8ページの上段をご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、先ほど6ページの下段の臨時福祉給付金給付事業で説明いたしました職員手当について振りかえを行ったため、44万3,000

円の減額を行っております。

続きまして、同目では、その1つ目として、健康増進法第8条第2項に基づく三宅町健康増進計画策定のため、町民の健康に関する意識や実態を把握し、次期計画に向け、評価・分析を行うためのアンケート調査に係る事務経費として、消耗品費3万4,000円、印刷製本費9万8,000円、通信運搬費43万8,000円、手数料7,000円、集計分析を外部委託するためのその他委託料150万2,000円の増額を行い、2つ目として高齢者肺炎球菌予防接種事業の申請並びに接種時期を延長して実施するための事務経費として、消耗品費1万2,000円、印刷製本費7万4,000円、手数料7,000円の増額を行い、2事業合わせて、消耗品費4万6,000円、印刷製本費17万2,000円、通信運搬費43万8,000円、手数料1万4,000円、その他委託料150万2,000円の増額を行っております。

次に、8ページの2段目をご覧ください。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、その1つ目として、地場産業周知事業に係る東京往復1回の職員旅費4万2,000円の増額を行い、2つ目として、三宅町観光促進事業において2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合総会への参加のための宿泊を含む東京往復2回の職員旅費20万6,000円、2事業合わせて24万8,000円の増額を行っております。

次に、8ページの3段目をご覧ください。

款10教育費、項3中学校費、目1中学校費では、式下中学校分担金の減額に伴い、三宅町負担金341万9,000の減額を行っております。

次に、8ページの4段目をご覧ください。

款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費では、三宅町体育館前のアスファルト舗装が老朽化により広範囲にひび割れが生じ、平坦性が損なわれていることから打ち替えを行う必要があり、工事請負費204万4,000円の増額を行っております。なお、本件につきましては、さきの第1回臨時会において説明いたしましたとおり、オーバーレイから打ち替えに工法変更したことに伴い、平成26年度予算を減額し、平成27年度において補正計上を行ったものであります。

最後に、款14予備費、項1予備費、目1予備費においては、さきに説明いたしました補正予算の財源調整を行ったものであります。

5ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。

款1徴税、項3軽自動車税、目1軽自動車税では、平成27年度税制大綱の閣議決定に伴い、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、軽自動車税に係る二輪車の税率引き上げが1年間延期されたことにより、当初予算は引き上げを前提として計上しているため、その差額分について減額を行ったものであります。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務補助金では、歳出で説明をいたしました個人番号通知カードの作成並びに発送に係る経費の国庫補助金として249万6,000円の増額を行っております。目2民生補助金では、歳出で説明いたしました臨時福祉給付金給付に係る国庫補助金851万4,000円の増額を行い、臨時福祉給付金給付事業においては、事務費の国庫補助金496万円の増額を行っております。

次に、款19諸収入、項6雑入、目1雑入では、歳出で説明を行いました三宅町コミュニティ助成事業並びに地域づくりアドバイザー事業に伴い、それぞれ一般財団法人自治総合センター助成金として220万円、一般財団法人地域活性化センター助成金20万円の増額を行っております。

このことにより、今回の補正額は、歳入歳出予算にそれぞれ2,203万5,000円を増額し、予算総額を39億78万5,000円と定める補正予算の提出を行ったものであります。

議案第47号 三宅町地方創生推進委員会設置条例の制定については、国におけるまち・ひと・しごと創生法第10条による三宅町総合戦略を策定するために、地域の実情に応じた自主的な施策を策定し、その効果の検証を行うために、住民を初めとする外部有識者等で構成する推進組織をもって、方向性や具体案について審議・検討することなどが求められているところであります。委員の構成は、住民代表、議会議員の代表者、有識者、産業関係者、行政機関、教育機関、金融機関など多方面にわたる15名以内をもつての組織としており、地方自治法第138条の4に基づく附属機関として三宅町地方創生推進委員会を発足させるため、条例の制定を行うべく提出をいたしております。

議案第48号 三宅町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、これまで乳幼児等医療費助成については、県の補助事業として小中学生について入院のみの医療費助成を行っておりましたが、より子育て世代に優しい施策として、小学生卒業までの児童については、通院においても医療費の助成を新たに行うため、条例の改正を行うべく提出をいたしております。

議案第49号 子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、同法第77条に規定する合議制の機関として、同法に掲げ

る事務を処理するとともに、本町が実施する児童福祉法その他の子供に関する法律による施策について調査審議する機関として子ども・子育て会議を設置しているところであり、本施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした市町村計画の策定及び変更、また実施状況についても調査審議を行っているところでありますが、加えて、今回子育て支援施策を企画立案する部会を設置するため、条例の改正を行うべく提出いたしております。

議案第50号 三宅町地域包括ケアシステム推進会議設置条例の制定については、介護保険法第115条の48の規定に基づき、高齢者が住みなれた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者への医療、介護、予防、その他生活支援サービスにおける地域の実情に基づく課題の検討並びに……。

携帯切ってください。議長、確認してください。

○議長（植村ケイ子君） 皆さん、すみません。議事進行をスムーズにいくようにご協力をお願いできませんか。電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただくようによろしくをお願いします。

○町長（志野孝光君） いいですか。

尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、高齢者への医療、介護、予防、その他生活支援サービスにおける地域の実情に基づく課題の検討並びに政策の立案及び提言を行うため、地方自治法第138条の4に基づく附属機関として、三宅町地域包括ケア推進会議を設置するため、条例の制定を行うべく提出いたしております。

議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、三宅町地方創生推進委員会並びに三宅町地域包括ケア推進会議に係る委員報酬について定めるため、条例の改正を行うべく提出いたしております。

承認第9号 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、平成26年度末において退職、採用、再任用により職員数の増減があったことに伴い、同条例の一部改正を行う専決処分を行いましたので、議会にこれを報告し、承認を願うべく提出をいたしております。

報告第1号 平成26年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、子ども・子育て支援事業検討会議費、地域消費喚起・生活支援型事業、近鉄石見駅周辺整備事業において、それぞれ平成27年度へ繰り越しを行う事業費並びに繰り越すべき財源について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告を行うものであります。

報告第2号 平成26年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、流域下水道事業建設負担金の平成27年度へ繰り越しを行う事業費並びに繰り越すべき財源について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告を行うものであります。

報告第3号 平成26年度三宅町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、奈良県の河川改修工事の工期延長のため、平成27年度へ繰り越しを行う事業費並びに繰り越すべき財源について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告を行うものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりました。

日程第3、議案第46号 平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算についてより、日程第9、承認第9号（専決処分事項報告）三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてまでの7件に対する総括質疑を許します。

はい、森田議員。

○1番（森田浩司君） ただいま議長よりお許しいただいたので、総括質疑させていただきます。

まず、議案第46号 平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算についてお伺いします。

7ページの幼児園費、維持補修工事請負費についてですが、幼児園西側駐車場の舗装とお聞きしています。駐車場全体の舗装を仕替えるということによろしいですか。

2、幼児園西側駐車場の管理は幼児園でよろしいでしょうか。

次に、計画的に当初予算が組まれているはずですが、なぜ幼児園西側駐車場の舗装が6月議会に提出されたのですか。道路などの要望は町内さまざまありますが、今回特別に急いで対応しないといけない理由があったのかお聞きします。

続きまして、議案第47号 三宅町地方創生推進委員会設置条例の制定及び議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いします。

これらの条例にかかわる委員報酬については、平成26年度一般会計第13回補正予算の専決処分で計上されていきました。本来なら予算と一緒にこれらの条例を提案されることと想われますが、なぜ別々に提案されているのですか。計画があり、予算をつけることが当たり前と思いますが、今回のように予算があり、計画がなされているという形になっていることについて、町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） はい、どうぞ、幼稚園長。

○幼稚園園長（吉井五十鈴君） 失礼いたします。

1 番、森田議員の総括質疑にお答えいたします。

① つきましては、幼稚園西側駐車場の全面打ち替えです。

②につきましては、平成23年度より幼稚園が保護者の送迎用駐車場として活用しておりますので、現状は幼稚園で利用上の管理をしております。

③につきましてですが、駐車場のアスファルト部分は経年劣化で部分的にひび割れている状態でしたが、送迎用の往来で利用頻度が高くなったためか、4 月ごろ、ひび割れが陥没状態になっていました。そのため、車のタイヤがはまり込んで強くバウンドしたり、雨天時は深い水たまりができていたりして、保護者からも子供を車に乗せているときや駐車場から連れて歩くのも危険で早く整備してほしいという苦情や要望がございました。応急的な処置も施しましたが、年々、送迎の台数は増加している傾向で、毎日の利用頻度を考慮するとますます陥没部分が増えていくことが予想されますので、早急に全面打ち替えをする必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） ありがとうございます。

議案第47号の回答は。

はい、総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼いたします。

議案第47号 三宅町地方創生推進委員会設置条例の制定について及び議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正についてということで、1 番、森田議員の質疑にお答えいたします。

議員がご指摘の平成26年度一般会計第13回補正予算における委員報酬6 万円につきましては、地方創生事業に係る予算を振り替えて補正予算を行いました9 つの事業のうち、その2 として説明いたしました地方総合戦略策定・地方人口ビジョンの策定の事業費93万4, 000円のうちでございますが、5 月議会での町長提案説明にありましたとおり、第三者委員会の立ち上げを前提として、その他8 つの事業との予算配分を行うため、先行して予算確保を行ったところであり、本会につきましては、第三者委員会を具体化いたしまして、三宅町総合戦略の策定を推進するため、本条例を上程いたしましたものでございます。

なお、地方創生事業は、先行型として、国においても平成26年度予算として交付されたものでございます。平成27年度に繰り越しての執行を行うものでありますので、予算措置を先行したものでございます。なお、これに伴い、三宅町地方創生推進委員会は、地方自治法第138条の4に基づく附属機関として設置するものでございますので、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきましても、既定の報酬額別表につきまして本委員会の報酬日額を追加するものでございます。

以上でございます。失礼します

○議長（植村ケイ子君） 何か質問ありますか。

○1番（森田浩司君） 再質問させていただきます。

議案第46号の三宅町一般会計第3回補正予算についての幼稚園の補修工事についてですが、老朽化と水たまりで非常に危ない状況が発生したということですが、ほかにもさまざまな危険箇所、町内にも通学路などで同じような要望がたくさん出ていると思いますが、どのような基準で今後優先順位をつけて進めていくのか、お伺いできたらと思います。よろしく願いします。

○議長（植村ケイ子君） 回答はどちらさん。園長なさいますか。

○幼稚園園長（吉井五十鈴君） ちょっと私は……。

（「道路ですから」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） そしたら、土木部長。

○土木環境部長（東浦一人君） 議員御承知のとおり、道路に関しましては、いろいろと自治会長さん、議員さんとかご要望いただいております。道路に関しましては、まず現場を確認させていただきまして、応急で処理できる分につきましては、応急に処理をさせていただいているのは現状でございます。それで応急でできない分につきましては、計画的にその必要や傷み具合を通じまして、予算を計上いたしまして、今後とも優先順位をつけて、優先順位の基準につきましては、応急処置できないとか、危険性を勘案しまして進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） いいですか。

○1番（森田浩司君） もう一点最後に、駐車場を幼稚園で管理されているという答弁いただきましたが、現在、幼稚園の保護者の送迎用駐車場として有効活用することは理解できるんですが、学校用地取得費補助金の交付を受けて用地を取得していると思われるんですが、そ

の場合、目的外使用となり、文部科学大臣への転用という財産処分の報告が必要になると思われますが、その手続は現在なされているのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） はい、園長。

○幼稚園園長（吉井五十鈴君） 失礼します。

私が答えることかどうかちょっとあれですが、私の立場からちょっと考えた発言をさせていただきます。

幼稚園は御存じのとおり、幼稚園も所管しております。幼稚園は学校に準じておりますので、教育委員会という立場でもあり、内部運用であると解釈しております。

それから当時、ごみ置き場として不使用の焼却場のみで広い敷地がほとんど活用されていなかったと記憶しております。そんな折に、保護者送迎用スペースへと検討がなされ、当時の教育長や校長とも協議した結果、現在に至ったというふうに記憶しております。また、駐車場スペースと区切るために新たなフェンスを設けたことで、清掃車や業者の車で出入りが頻繁にあった敷地でしたので、小学生の安全上もすごく高まったのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） ご理解いただけましたか。

○1番（森田浩司君） ありがとうございます。

○議長（植村ケイ子君） ほかにありませんか。

はい、池田議員。

○9番（池田年夫君） それでは総括質問をいたします。

平成27年度一般会計補正予算、歳入の5ページ、国庫補助金、総務補助金249万6,000円、個人番号カード発行公布補助金、歳出では戸籍住民基本台帳費になります。

説明を聞きますと、地方公共団体情報システム機構の交付金として支出することになっています。地方公共団体情報システム機構とはどのような団体なのでしょうか。この団体に決めたのはどうしてですか。同じような事業をやっているところがありますか。入札はどのようなになっているのでしょうか。また個人番号カードとはマイナンバーのことと理解しますが、預金口座など社会保険の番号なども統一されると聞いています。情報が他の団体に漏えいするようなことは考えられないのでしょうか。防止対策はどのようなになっているのでしょうか。

2つ目に、地方創生推進会議設置条例の制定ですが、第1条でまち・ひと・しごと創生法の第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地域の実情に応じた

自主的な施策を策定し、その効果について検証を行うため、法の下に条例を設置し委員会を設けるというものでありますが、10年、20年、あるいは50年後の三宅町を構想するものと考えますが、現在、町として目指しているのはどのようなものでしょうか。

3番目に、乳幼児等医療助成条例の一部を改正する条例ですが、既に3月の定例議会で予算化されています。後で条例を改正するのではなしに、先に条例を改正するのか、同時に条例も訂正する必要があるというふうに考えますけれども、なぜ後になったのでしょうか。

4番目に、三宅町の子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例ですが、内容は部会を設置するというものであります。これについても、条例制定当時には考えられなかったのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（植村ケイ子君） そうしたら回答は、松本部長。

○くらし創造部長（松本幹彦君） それでは、池田議員のご質問にお答えをいたします。

私のほうからは議案第46号 平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算についてと、議案第48号 三宅町乳幼児医療等助成条例の一部を改正する条例の制定について回答をいたします。

地方公共団体情報システム機構とは、2013年5月成立の地方公共団体情報システム機構法に基づき、地方公共団体が共同して運営する組織として、全国知事会、全国市長会、全国町村会が選任する設立委員が総務大臣の許可を得て、平成26年4月1日に設立された法人ですので、同じような事業を行う団体はほかにはございません。

後段部分については、未来創造部長が後ほど答弁をいたします。

続きまして、乳幼児医療等の助成につきまして、3月定例議会時に平成27年度当初予算化をいたしております。その後、平成26年度繰り越しの地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業として再予算化を行いまして、平成27年度第1回補正予算で当初分については全額削減したところでございます。予算化の段階では、新たな補助採択等を模索しておりまして、採択された場合、条例の改正が必要となる可能性があったため、慎重を期した上で今回上程いたしましたところでございます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） そしたら、はい、江蔵部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 議案第46号 平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算について、9番、池田議員の質疑についてお答えいたします。

情報が他の団体に漏えいすることは考えられないのか。防止対策はどうなっているのかと
のご質問については、まず個人番号カードとは、平成28年1月以降交付が受けられる、表面
に氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と顔写真、裏面にマイナンバー、数字のみで構
成される12桁の番号の記載が予定されているカードです。

次に、他の団体に漏えいということですが、個人番号の受け渡し団体等は、行政手続にお
ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に記載されています別表第1、
2に規程される団体のみとなります。

そして、防止対策としましては、法的な制度面の措置として、1、マイナンバーを含む個
人情報の収集・保管の禁止、2、特定個人情報保護委員会による監視・監督、3、特定個人
情報保護評価、4、不正漏えい等の罰則の強化、5、マイポータルによる情報提供等記録の
確認の5つが、次に、システム面におきましては、保護措置として、1、個人情報を一元的
に管理せずに分散管理を実施、2、個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施、
3、アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施、4、通信の暗号化の4つ
が国より示されております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） そしたら、47号の回答。

はい、総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） それでは、議案第47号 三宅町地方創生推進委員会設置条例の制
定について、9番、池田議員の質疑についてお答えいたします。

議員ご指摘のように、まち・ひと・しごと創生法第10条による三宅町総合戦略を策定する
ために、地域の実情に応じた自主的な施策を策定し、その効果の検証を行うために、住民を
初めとする外部有識者等で構成する推進組織をもって、方向性や具体案について審議・検討
をすることが設置の目的でございます。

三宅町におきましても雇用の創出、地方への移住促進、人口定着、若い世代への支援、そ
して時代に合った地域づくりの4つの目標を推進するため、5カ年の計画を策定するもので
ございます。

昨年、日本創成会議におきまして公表されました2040年の人口試算では、三宅町において
4,576人と発表されております。若年女性の人口変化率がマイナス49.6%と消滅可能自治体
とされるマイナス50%を辛うじて免れている状況でございますが、地方の自立や少子化対策
などによる人口の減少の克服、雇用創出事業を実施するため、地方総合戦略を策定し、2060

年の人口を見据えた長期的な取り組みを行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） では、議案49号の回答は、中田部長。

○健康子ども部長（中田 進君） それでは、議案第49号 三宅町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてということで、9番、池田議員の質問にお答えいたします。

三宅町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、特定教育・保健施設の利用定員の設定に関する事項及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項、さらに市町村子ども・子育て支援事業計画の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項を調査審議することを目的として設置しております。

設置条例制定当時の設置目的としては、子ども・子育て支援事業計画の策定に関する調査審議を中心としていたことから、部会を設置することは想定しておりませんでした。しかし、事業計画を策定する経過の中で、現在、三宅町で実施していない幼保連携型認定こども園や病児保育事業の実施を検討する必要性が出てきたため、これらの事業実施に向けた具体的方策を検討するため、条例の一部を改正し、部会を設置するものであります。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） これで回答は出たと思うんですけども、再質問ありますか。

はい、池田議員。

○9番（池田年夫君） 個人番号のカードの発行の助成金の問題なんですけど、今マスコミ等でも問題になっていきますけれども、公的年金の個人情報125万件という件数が流出したことが明らかになりました。公的年金の個人情報は流出しても活用できないというような報道もあります。マイナンバーの流出は活用の仕方によっては、住民にとってはプライバシー情報の漏えいや不正使用など、それ以上の危険性を抱えることになります。活用については来年の1月から使用ということですけども、政府と行政だけではなしに、この問題については企業など、各事業所にもマイナンバーを届けなければならないというふうになっているわけでありまして。

そういう点で、この問題というのはまだ時期尚早だというふうに思いますけれども、本町としても、政府に実施するのは早いのではないかという具申をすることが必要ではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 町長。

○町長（志野孝光君） 今のは池田議員のお考えということでお聞きしておきます。町といたしましては、国の施策・方針に則って進めてまいります。もしそういうふうなご意見をおっしゃるならば、議会のほうから発議として上げて、国へ向けて上程されてはいかがなものかと思います。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、それでいいでしょうか。はい。

そしたら、ほかにありませんか。

森内議員、どうぞ。

○2番（森内哲也君） 承認第9号 専決処分事項についてです。三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてです。

先ほど、町長のほうからちらっと説明があったので、改めてという形になるかもわかりませんがよろしくお願いします。

この改正の内容ですが、三宅町職員定数条例の改正で、常時勤務する職員の定数を全部で5名ふやす内容のものだったと思います。予算に関わるような人件費、増えるようであれば、人件費は固定費になりますので、あらかじめ計画をしておいていただくようなものかと思います。何か予定していた計画に拡大があったのか、新たな事業が発生したのか、あるいは何か原因があるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 総務部長、はい、岡橋さん。

○総務部長（岡橋正識君） 承認第9号 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、2番、森内議員の質疑についてお答えいたします。

職員定数につきましては、年度末における退職、4月1日付での採用、再任用により、4月1日現在で確定することになりますが、採用内定の取り消しなどにより、予定数に変更が生ずることもあり得ます。また4月1日現在における職員定数や人件費、職員給与の状況など、定員管理についてはこれ県に報告する必要があります。職員定数に係る本条例につきましては、例年6月の定例会において専決処分事項として議会に報告をさせていただいているところでございます。なお、本年については、地方創生関連事業や保育業務の充実により、職員定数の増加ということになった次第でございます。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） はい、森内議員。再質問。

○2番（森内哲也君） 細かい内容ですけれども、町長の事務部局の職員が5名増員となっておりますが、もし内訳がはっきりするようであればお教えいただけたらと思います。

○議長（植村ケイ子君） はい、総務部長。

○総務部長（岡橋正識君） 失礼します。

今、手元に資料等がはっきりしたものございませんけれども、町長部局、議会部局、水道部局ということで、あと選管部局、教育委員会、農業委員会、公営企業と、この部局間での当然異動もございます。今回につきましては、再任用職員が5名ということもございましたので、この辺の総数を合わせて町長部局で5名の増ということになったものでございます。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員、いいですか。

○2番（森内哲也君） はい、ありがとうございます。

○議長（植村ケイ子君） ほかに総括出ていないので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

はい、池田議員。

○9番（池田年夫君） 第46号 平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算についてから、議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案で、反対1件、賛成5件の討論を行います。

第46号 平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算についての国庫補助金、総務補助金249万6,000円、個人番号カード発行交付助成金、歳出では戸籍住民基本台帳費、地方公共団体情報システム機構の交付金として支出するものであります。個人番号カード、いわゆるマイナンバー制度であります。この制度のメリットは、一人一人の社会保障と保険料、税の利用、納付状況を一体的に把握・監視し、徴収強化と社会保障費の抑制・削減に活用していくことができることになるものです。しかも、住民にとってはプライバシー情報の漏えいや不正使用など、それ以上の危険性を抱えることになります。

今、国会で提出されている改定案は、預金口座や健康保険、健康診断、予防接種、中所得者向け公営住宅の管理義務を適用・拡大すると定めています。預金口座への適用は、社会保障給付の資力調査や税務調査などにも活用するのが狙いであります。

この制度は、民間企業にも番号の利用が義務化され、情報管理体制など整えなければなりません。多くの事業者は準備すらまだ始めていません。国や行政だけにメリットがある個人番号の制度導入には反対であります。よって、27年度一般会計補正予算については反対であります。

他の議案については、別段問題ありませんので賛成であります。

以上で討論を終わります。

○議長（植村ケイ子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第46号 平成27年度三宅町一般会計第3回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第4、議案第47号 三宅町地方創生推進委員会設置条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、議案第48号 三宅町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、議案第49号 三宅町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第7、議案第50号 三宅町地域包括ケア推進会議設置条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第8、議案第51号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第9、承認第9号 (専決処分事項報告) 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(植村ケイ子君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第10、報告第1号 平成26年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてより、日程第12、報告第3号 平成26年度三宅町水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの3件を、地方自治法施行令第146条第2項の規定により町長の説明がありましたので、これを報告とします。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(植村ケイ子君) お諮りします。

日程第13、同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、

志野町長より説明を求めます。

はい、町長。

○町長（志野孝光君） 同意第4号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員1名の任期が6月30日をもって任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 奈良県磯城郡三宅町大字但馬647番地の1。

氏名 萱野新治郎。

生年月日 昭和25年10月3日生まれ。

新任であります。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件について討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 本件はこれに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

ここで萱野新治郎固定資産評価審査委員会委員さんに入場願います。

（固定資産評価審査委員会委員 萱野新治郎君入場）

◎固定資産評価審査委員会委員新任の挨拶

○議長（植村ケイ子君） ただいま本会議において、固定資産評価審査委員会委員に同意されました萱野新治郎固定資産評価審査委員会委員さんに就任の挨拶を受けることにいたします。

○固定資産評価審査委員会委員（萱野新治郎君） ただいま固定資産評価審査委員会の委員の選任同意をいただきました萱野新治郎でございます。こうした委員につきましては初めてでございます。私は今までに経験しました行政経験を生かしまして、かつ微力ではございます

が、住民皆様方のご協力を仰ぎながら職責を全うしたいと考えておりますので、今後よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

○議長（植村ケイ子君） ご苦労さまでございました。ご退場願います。

（固定資産評価審査委員会委員 萱野新治郎君退場）

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 諮問第1号 三宅町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、委員4名のうち2名に欠員が生じていることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣への推薦を行うにつき、議会の意見を願うものであります。氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 奈良県磯城郡三宅町大字屏風430番地の18。

氏名 西本悦子。

生年月日 昭和23年2月1日生まれ。

新たな推薦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりました。ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 意見なしと認めます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定いたしました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第15、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ

とについてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 諮問第2号 三宅町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、諮問第1号と同じく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣への推薦を行うにつき、議会の意見を願うものであります。氏名等の朗読をもって説明とさせていただきます。

住所 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂421番地の11。

氏名 松嶋伸和。

生年月日 昭和23年5月23日生まれ。

新たな推薦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりました。ご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 意見なしと認めます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決することに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 日程第16、発議第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、提出者の森田議員より提案理由の説明を求めます。

はい、森田君。

○1番（森田浩司君） 発議第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について提案させていただきます。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後、家計の最終消費支出

の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金積立金は厚生年金保険法などの規定のに基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、G P I Fには保険料捻出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは、問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やG P I Fが責任をとるわけではなく、被保険者、受給者が被害をこうむることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

ご審議よろしくをお願いします。

○議長（植村ケイ子君） ただいま森田君の説明が終わりました。

日程第16、発議第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑は終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論は終結します。

お諮りいたします。

日程第16、発議第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎一般質問

○議長（植村ケイ子君） 日程第17、一般質問についてを議題とします。

一般質問を行います。今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（植村ケイ子君） 9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

○9番（池田年夫君） 議長、一般質問を行う前に、私が出した意見書の扱いについてはどう
いうようになっているのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 追加議案で対応しようと思っています。

○9番（池田年夫君） はい。

それでは、議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

三宅町の国民健康保険、平成25年度決算を見ますと、次年度の繰り越し5,769万5,000円、
基金9,350万7,000円となっています。国民健康保険の運営が都道府県に変更になる法律が5
月27日に国会で採択されました。今後、国保の財政運営について、都道府県に移行しますが、
保険料率は引き続き市町村が決めることになります。市町村が納める納付金は都道府県が決
め、標準保険料率も都道府県は示すことになります。

奈良県の場合どのような数値になりますか。三宅町国民健康保険の基金はどのようになる
のでしょうか。三宅町の保険者2,000人前後となっています。基金の使い道として保険料を
引き下げることを早急に検討すべきではないでしょうか。町長の所見を伺います。

次に、後期高齢者医療、保険料の特別軽減を政令によって廃止されました。三宅町の対象
者と、廃止によって高齢者の負担が増えることになりましたが、負担金額はどのようになりま
すか。町長の所見を伺います。

次に、小学校に空調設備を設置し、学童が真夏でも涼しいところで勉学に励んでいるところ
が多くなっています。本町の場合、どのようになっているのでしょうか。教育長の所見を
伺います。

次に、三宅町の街路灯、一部LED化されている部分が見受けられます。三宅町の街路灯
の本数は幾らで、町が直接管理している部分、自治会等が管理している部分があります。今
後LED化していく計画はありますか。町長の所見を伺います。

次に、三宅町の施設の中で耐震審査されていない施設はどのようになっていますか。今後、
計画はどのようになっていますか。町長の所見を伺います。

以上で一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問させていただきます。

○議長（植村ケイ子君） はい、町長。

○町長（志野孝光君） 9番、池田議員の一般質問のうち、4つ目の街路灯のLED化についてと5つ目の耐震審査についてご回答申し上げます。

まず、三宅町の街路灯の総数は847基です。うち、町が管理する街路灯は277基ございます。街路灯の内訳につきましては、青色蛍光灯212基、その他蛍光灯、水銀灯合わせて50基、LED灯15基となっています。この15基のLED灯は、小柳地区からの歩道整備時に設置いたしました14基と、水銀に関する水俣条約により製造中止になった水銀灯球切れによりLEDランプに交換しました1基を合わせ15基となっています。

さて、議員も御承知のように、三宅町ではこれまで青色の防犯抑止効果を目的に青色蛍光灯に切りかえてきたところであり、今後も青色蛍光灯の設置を基本といたしております。ただし、既設の水銀灯の老朽によるランプの交換や、駅、公園、広場など地域のランドマークとなる場所への新設等につきましては、消費電力及び温室効果ガス等の軽減を図るため、LED器具、LED灯への交換を行ってまいります。

続きまして、5つ目の質問にある耐震審査についてでございますが、まず議員にお尋ねを申し上げます。

議員の質問には耐震審査とございますが、耐震診断に関する質問と解してお答えをしたいと思います。それでよろしいですか。耐震審査ですか、診断ですか。

○9番（池田年夫君） 審査。

○町長（志野孝光君） 審査ならば、そういう項目はございませんとしかお答えできませんが。

○9番（池田年夫君） それは耐震診断、診断。

○町長（志野孝光君） 診断でいいですね。はい、わかりました。

では、耐震診断についてご回答申し上げます。

昭和56年以降に建設された建物以外で耐震診断を終えていない施設は、庁舎、中央公民館、つながり総合センターであります。これらの施設への対応につきましては、平成27年度当初予算において耐震診断業務委託料1,289万円を計上しているところであり、順次診断を実施し、この結果をもとに実施設計段階において最適な耐震工事工法を検討し、補助金による事業採択を念頭に、財政事情を考慮しながら進めてまいります。

また本年度においては、公共施設等総合管理計画の策定についても、平成27年度当初予算に計上し、耐震化のみならず、建物、土地、備品、インフラ資産等の公共施設全体の総合的な管理計画を策定し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化を今後考えてまいります。

続きまして、1つ目の国民健康保険について、2つ目の後期高齢者医療については、松本
くらし創造部長が、3つ目の小中学校の空調設備の設置につきましては、教育長がそれぞれ
回答を申し上げます。

（「中という字が消されていますが」と呼ぶ者あり）

○町長（志野孝光君） いや、中学校と書いてあるんで、通告書に書いていますんで、私はそ
のとおり、消されていないので、申しわけないですけれども今読み上げさせていただきました。
通告書の項目には「中」が消えておりませんので。

○議長（植村ケイ子君） はい、松本部長。

○くらし創造部長（松本幹彦君） それでは、池田議員の質問にお答えをいたします。

1つ目でございますが、国民健康保険について、標準保険料率等はいまだ試算段階でござ
いますが、奈良県としては標準保険料率により県下同一の保険料とすることを前提に試算を
しているとのことでございます。

今現在、各市町村の平成25年度の国民健康保険の実績から試算した標準保険料は、年額1
人当たり1万6,495円の増額という結果が出ております。これは1人当たりの額ですので、
世帯人数がふえればより大きな増額となってまいります。標準保険料率に決定された納付金
額は各保険者が納めなければなりません、保険料率については各保険者が決定できますの
で、急激な保険料の増加を抑えるために基金からの補填の対応を考えているところでござい
ます。

基金については、医療費の急激な増加に備えるため、また前述のとおり安定平準化した保
険料を維持するために積み立てを行っているものであり、保険料の値下げのために基金を取
り崩すことは、制度改正時に標準保険料率との差額拡大につながることから、今のところ考
えておりません。

2つ目の後期高齢者医療についてですが、後期高齢者の保険料特例軽減措置の段階的縮小
につきましては、1月の社会保障制度改革推進本部で決定されたことのみしか情報として公
表されておりません。激変緩和措置等の具体的な内容が明らかにならないことについては、
影響について試算ができる状況ではございませんので、ご理解いただきますようお願いをい
たし、回答を終わります。

○議長（植村ケイ子君） はい、教育長。

○教育長（土江義仁君） 9番、池田議員の一般質問についてお答えします。

まず最初、3つ目の中学校の教科書採択の件でございますけれども、これは中学校会計、

中学校のほうでやりますので、三宅の議会では回答できないということでご理解をお願いします。

それでは、4つ目につきましてお答えいたします。

議員が言われましたように、近年厳しい暑さを乗り切るための、教室にエアコンを設置する公立小学校が増えてきております。しかし、快適過ぎる環境はよくないという意見や、扇風機でよい、暑がりや寒がりの子供がいるので水分補給だけでもよいなどの意見、また設置工事は一時的な費用負担ではありますが、設置により電気代並びに機器の更新など、継続的な負担がかかるため、全国的に設置を見送る市町村も多くあります。

奈良県におきましては、昨年8月初旬に県内の公立小中学校のエアコンの設置について話し合われました。話はエアコンの設置率の向上による夏休みの期間短縮まで話が発展し、最終的には、設置に関しては、エアコン設置の目的はさまざまな方面から研究する、そして今後も話し合いを続けていくということでした。

三宅町におきましては、平成22年7月に小学校の全ての普通教室に扇風機を2台設置いたしました。また図書室、保健室、パソコンルームなどの部屋にもエアコンも設置いたしております。今後、普通教室へのエアコン設置につきましては、教室内の環境を見ながら考えたいと考えております。なお、今ご回答いたしました内容につきましては、ことし2月に子ども議会の開催地におきましても同等の回答をいたしておりますことを申し添えまして、以上、池田議員の一般質問の回答といたします。

○議長（植村ケイ子君） 池田議員、再質問。

○9番（池田年夫君） 最初の国民健康保険の問題なんですけれども、回答で急激な保険料の増加を抑えるため、基金からの補填によって対応すると考えるところでありますというふうに回答されたんですけれども、平成30年までには、また3年後にはこれが県のほうに移行するというになっているわけなんですけれども、それまでに今までの基金そのものについて、全てそういう還元できるのかどうか、保険者に対してそういう補填ができるのかどうか、それについての年度別に計画があれば、それについて回答お願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 松本部長。

○くらし創造部長（松本幹彦君） まだ県のほうで試算段階ですので、先ほども25年度の状況で1万六千何がしかの数字をお答えさせていただきました。新たな保険料率が決まらないことには、その今おっしゃっておられますように、基金での繰り入れ等の計算できませんので、今のところは無理ですという答えしかございません。

○議長（植村ケイ子君） いいですか。ご理解いただけましたか。

○9番（池田年夫君） はい。

○議長（植村ケイ子君） そしたら、池田年夫君の一般質問を終わります。

◇ 園 田 時 廣 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、6番議員、園田時廣君の一般質問を許します。

はい、園田時廣君。

○6番（園田時廣君） 園田時廣です。ただいま議長のお許しを得ましたので、太子道の集いについて一般質問を行います。

主催は法隆寺ですけれども、毎年11月22日に太子道の集いが開催され、三宅町が法隆寺からのご一行をお迎えし、おもてなしを始めて15回が過ぎております。ことしは16回目を迎えようとしておりますが、私は今こうして議会議員として神聖なるこの議場で一般質問を行わせていただいておりますが、それまでは伴堂自治会の役員であったり、まちづくりの会員として、この質問にある太子道の集いの参加やお手伝いをしてまいりました。行政やスタッフの皆さんが一生懸命いろいろと趣向を凝らしておもてなしを行っておりますけれども、今はやりのウオーキングブーム、こういったもので秋の気候のよい時期には、同じ日にあちこちで同じようなイベントがぶつかり合い開催され、どうしても参加者は目新しいイベントに初物好きで興味を持ち、参加する傾向がうかがえます。

何が言いたいかですが、近年のこの状況を見ておりますと、相当参加者が減ってきており、この歴史ある行事自体がなくなってしまうのではないかと危惧するところであります。

町長にお伺いします。

15回の実績がある太子道の集いについて、主催する法隆寺が歴史的な行事を行っている間、今後、三宅町でどのようにこの行事を継続しながら充実と発展させていかれるのかお聞かせください。さらに、もし法隆寺が行事を行わないと決定したならば、三宅町としても同じくおもてなしの歴史にピリオドを打たれるのか、この件についてもお聞かせください。

町内には歴史あふれる太子道がしっかりと残っております。町長はいろんなところで、地方や地元がその特徴を生かしたまちづくりが必要なんだといつもおっしゃっています。私はその特徴に当たる1つにこの太子町の集いが当てはまると考えています。町長のお考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。

○議長（植村ケイ子君） はい、町長。

○町長（志野孝光君） 6番、園田議員の太子道の集いについての一般質問にご回答申し上げます。

まず太子道の集いを今後どのように継続しながら充実と発展をしていくのかとのご質問ですが、町といたしまして、三宅町の中央にある聖徳太子ゆかりの筋違道太子道は、町の重要な観光資源と考えております。

これまで実行委員会では、平成24年度は黒駒に乗った太子像の除幕式を行い、平成25年度は本物の馬に聖徳太子役が乗り、行列を先導、平成26年度はウオーキングラリーご一行の歓迎だけではなく、三宅町の観光行事と位置づけ、町民の皆様の中より聖徳太子役を募り、地元の中学生在が馬に乗り、行列を先導されたわけでございます。

このように、いろいろな試みを行うことにより、太子道の集いを盛り上げていく努力を行ってまいりました。そして本年度より、太子道の集い実行委員会の事務局を商工会より未来創造部地域活性課に移し、実行委員会との協力体制の強化を図り、そしてPRポスター、チラシ作成を行い、町内外に情報発信を行い、太子道の集いをさらに充実したものにしていきたいと、このように考えています。

次に、法隆寺が行事を行わないとしたら三宅町はどのようにするのかとのご質問でございますが、町といたしましては、法隆寺が行事を中止されても、太子道の集いを歴史的観光行事として継続していく必要があると考えております。

以上で回答を終わります。

○議長（植村ケイ子君） 園田議員、再質問。

○6番（園田時廣君） 町長のお考えや思いは、先ほどの回答でよくわかりました。昨年の開催では、太子を公募されまして、中学生が堂々と太子役を務められ、若者の間でも大きな反響があったと聞いております。また同時に、屏風の神社境内では、幼稚園児のかわいい太鼓の演技、また女性部のいろんな昔からの踊り、そういったものを披露していただきまして、花を添えていただいております。

地方の祭りを見ましても、子供たちが参加することで、その子供たちの父兄や一般参加が増えて大きな盛り上がりにつながると思いますが、子供たちを参加させる事業、こういったものについて、もしあれば町長の企画案をもう一回聞かせてください。

○議長（植村ケイ子君） 町長、回答いただけますか。

はい、町長。

○町長（志野孝光君） ちょっと子供だけに特化した企画というか考えではないので、ちょっと的が外れた回答になるかも知れませんが、過去に太子道といいますのは、御自宅の近くでございますので御承知かと思いますが、カラー舗装がなされたわけでございます。このカラー舗装も計画的に予算をつけてではなく、恐らくその工事、工事に合ったように、少しずつであったように思います、施工のほうは。全線カラー舗装になったように私は記憶しておりませんので、全て三宅町内の太子道が茶色のカラー舗装になったようには記憶しておりません。

このカラー舗装につきましては、例えばその後、水道や下水道の、例えば各家庭への接続工事を行っておるときに、部分的にそこを切断してめくって工事をするわけでございますが、その普及においては、カラー舗装は非常に普通の黒色のアスファルトと違いまして、サイロを一度きれいに清掃して、そして特別にその色のついた舗装合材を焼いていただかなくてはなりません。それにおいては、順番、黒色合材が優先されますので、量の少ないカラー舗装が後回しになって、いい時期に、工事の現場と合う時期に合材が手に入りにくかったり、使用する量が非常に少ないために価格に跳ね返ったりということで、せっかくカラー舗装をなさった部分についても、その復旧工事の部分については黒色舗装がなされたように思っております。

そういうカラー舗装を行いまして、後々の維持管理等も考えますと、今後、三宅町において太子道を、例えばカラー舗装が全面カラー舗装化していくというような考えは、私の中では持ち合わせておりません。

また、町のほうでは、22年度にこの太子道の町のイベントのメイン会場になります屏風の杵築神社の西側の水路がございまして、これが土水路で土の擁壁じゃないですけれども、土で水路の土手ができているような土水路の状態でございます。これを護岸工事を22年度に実施いたしまして、その際にもコンクリートの無機質の材料を使つての擁壁工事にするのではなく、ブロックを積んだような非常に温かみのあるような材料を使つての施工ということで考えさせていただいております。

また現在、その神社の北側には、まだ土水路の部分が残っております。この土水路につきましては、1件、御承知のとおり、建物が水路の上に建っておりまして、この建物につきましては、今年度、稲刈りが終了いたしました後に、持ち主様によりまして除却が決定しております。その後に役場にて水路の改修工事を今年度の予算で実施する予定であります。この工事につきましても、先ほど言いましたように、太子道に面する部分でもありますし、また

式下中学校の正面玄関の前に当たる部分でもございますので、これもコンクリート擁壁にするのではなく、水生植物の生態を学生さんが勉強できるような、そんな水路の構造物の設計において考えております。

あと、ガードレールについて考えておりますが、現在、白色ガードレールが一般的なもので、太子道に面しては白色ガードレールであったり、白色の転落防止柵というのが施工されておると思いますが、これを例えば茶色の色のガードレールであったり、転落防止柵に色の変更をするだけでも、歩きながらもその目に入ってくる視覚的なものが非常に和らいでくるんじゃないかなと、このように考えております。

あと、先ほど議員もおっしゃったように、いろいろな手法においてこの太子道を町全体の行事に、我々もここ数年間、1年に1個テーマを決めてでございますが、実施してきて広めていっておるところでございますので、今後とも議員におかれましても側面支援をいただけたらと思います。

あと昨年、町制施行40周年記念事業として、9月に千田稔先生によります三宅町の文化ホールで記念講演がございました。その中で、太子道はかつて道幅22メートルの非常に大きな道であったというような話をご講演の中であったと、私、記憶をしております。ちょうど今、県のほうで進めていただいております大和郡山川西三宅線、いわゆる大和中央道の工事におきましては、これはご承知のとおり道幅24メートルの高規格道路に値する非常に立派な道路でございます。かつての太子道、先ほど言いましたように22メートルの道幅、現在の24メートルの高規格道路と本当によく似た非常に立派な道が7世紀前半、初めにはこの三宅町に存在したということを知って、非常に驚いたところもございます。

私の思いでございますが、この22メートルの道幅を何かこう体験できるような、そんな公園的なものが太子道のどっかにできたらなと、子供たちも今の道とかつてあった道がこんなに違うんだよというような、体験できるようなゾーンが将来できたらなと、このように考えております。

私も将来に向けての夢を持ちながら、また現在は先ほど言いましたように水路改修であったり、いろいろなソフト面においての改革を行って、この太子道の集いを町全体のものに盛り上げていきたいと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（植村ケイ子君） 園田議員、町長からご丁寧な説明ありましたが、それでいいですか。

○6番（園田時廣君） はい、ありがとうございました。

○議長（植村ケイ子君） 園田時廣君の一般質問を終わります。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（植村ケイ子君） 続きまして、2番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

はい、森内哲也君。

○2番（森内哲也君） それでは、議長のお許しを得ましたので、2番、森内、一般質問させていただきます。先輩、同僚の議員の皆様、住民の皆様、初めてで不慣れ、何かとご迷惑をおかけすることと存じますが、どうぞご容赦いただけたらと思います。理事者の皆様におかれましては、ご回答よろしくお願いします。

まず1つ、未来の三宅町の姿についてです。

三宅町のリーダーとして、町長の描く三宅町の未来の姿をお聞かせいただけたらと思います。三宅町はここを目指して進むのだという将来の三宅の姿を伺いたいと思っています。

そこで、下記の点について交えながら語っていただけるとわかりやすいのかと思います。

下記の点というのは、1つ、既に始まっています少子高齢化の社会の中での三宅町の未来の姿です。三宅町の少子化対策、子育て世代が出て行かない、子育て世代が住みたいと思う三宅、また高齢化対策のほう、各自治体に任される包括ケアシステム三宅町版、これどういったものになるのだろうかということです。

もう一つ、収入を上げる方法、町も稼がなければならないという施策。

税収を上げるとなれば、先ほどの子育て世代が出て行かない、住んでもらうというようなことも考えられる有効な手段だと思いますが、商業、観光面という面から、三宅インターの活用、あと恋人の聖地というのもできています。そういった活用で収入を得るということできるのか。または企業誘致の際に三宅町のほかのところにはない有利な点のアピールなども交えて、三宅町の未来の姿について語っていただけたらと思っております。

もう一つ、行政、住民など、三宅町が一丸となったまちづくりについてお聞かせいただきたいと思います。これも……

○議長（植村ケイ子君） 通告入ってないんですか。

○2番（森内哲也君） そうですか。

○議長（植村ケイ子君） はい。

○2番（森内哲也君） そしたら、はい。

○議長（植村ケイ子君） 後ろの1ページの裏、書いているからもう1回。

○2番（森内哲也君） 続き、ごめんなさい、失礼いたしました。こういうことが起こってしまうんですが、一応、質問内容としては書いていました。申しわけございません。

続きまして、町長にお聞きします。一丸となった三宅のまちづくりということです。

三宅町は県下で一番小さな……。

○議長（植村ケイ子君） あのね、それはない。続きで項目はなくて、続きで書いていますでしょう。商工会の部分。

○2番（森内哲也君） この前段が抜けているから文章がつながっていないんじゃないですかね。

○議長（植村ケイ子君） そしたらもう今回やめときますか。

○2番（森内哲也君） はい、いいです。

○議長（植村ケイ子君） ということで、今カットということで、その今質問の部分だけの回答をお願いします。

はい、町長。

○町長（志野孝光君） 2番、森内議員の1つ目の一般質問、始まっている少子高齢化社会の中での三宅町の未来の姿についてご回答申し上げます。

三宅町の少子化対策、子育て世代が出て行かない、子育て世代が住みたいと思う三宅町についてでございますが、まず初めに、幼稚園では、少子化対策や若者・子育て世代の支援という視点から、質の高い教育・保育の確保と子育て支援事業の充実を目指しております。

質の高い教育・保育の確保につきましては、園児一人一人に沿ったきめ細かな指導を行うため、年間を通じて各クラスの公開保育と園内研修の実施及び幼稚園・保育所関係の出張研修を実施しております。特に新規採用職員には、保護者が安心して子供たちを託していただけるよう、新規採用職員指導計画を作成し、また若手職員を対象に週1回園内勉強会を実施し、人材育成に努めております。

子育て支援事業の充実においては、保育所コースの延長保育や幼稚園コースの預かり保育は、県内でもいち早く実施しており、また一時的に保育が必要になった未就園の乳幼児や幼稚園コース在園児の保育延長を受け入れる一時預かり保育も実施しています。これらは、長年にわたり幼保一体化で取り組んできた三宅町の特徴的な保育体制の提供で、他園では見られない取り組みです。そして障害のある幼児に対しては、特別支援教育として担当職員が必要な配慮や支援を行うとともに、臨床心理士と週1回の発達支援教室を計画するなど、早期教育に取り組んでいます。その結果、三宅幼稚園に入園を希望するため、三宅町に住居を移

されたという家庭もございます。

その他、子育て支援センター「スマイル」の事業の促進と、子育てグループやサークル活動を推進することで子育て不安を軽減し、楽しく子育てができるよう、活動の支援をしています。既に奈良新聞や奈良放送でも紹介されましたが、過日5月30日にいきいき子育て♪子どもすくすくフェスタを開催し、幼稚園PTAや子育てサークルパピー、みやけまちづくり会の皆さんと町中みんなでハートフルな子育てをしていきたいと思いますと呼びかけをし、延べ800名の来場者が学び、体験、交流を楽しむという、大変意義で充実したイベント事業になりました。

今度も、多様化する家庭や保育ニーズに対応できる幼稚園へと発展していくことで、子育て世代が三宅町で子育てをしたいと考え、定住するきっかけになることを目指しております。

次に、子ども未来課においては、平成17年に三宅町次世代育成支援行動計画を策定し、みらい・すくすく・いきいき 輝け！三宅っ子を基本理念として、行政と地域や社会が一体となった支援に取り組み、子供たちが夢を持って健やかに育ち、保護者が安心して子供を産み育てることができる環境づくりを進めています。

健康子ども部では、保護者が安心して子育てと仕事や社会参加の両立ができるよう、幼稚園における教育・保育の提供体制の確保を初め、一時保育事業や放課後児童健全育成事業の実施、また地域で安心して子育てができるよう、保護者のニーズに応じた地域子育て支援事業の充実を図っています。また、安心して妊娠・出産ができ、保護者と子供の心と身体の健やかな成長と発達を支える環境づくりを進めるため、医療機関を初めとする関係機関との連携体制の整備を行うとともに、妊娠期からの健診や各種相談事業の充実を図っています。

さらに、保険医療課では、乳幼児等の医療費助成を拡充し、小学生の通院についても、今年度8月から助成を行うための条例改正案を本会議において提出いたしております。

続きまして、三宅町の高齢化策についてお答え申し上げます。

地域包括ケアの三宅町版のビジョンについては、昨年度作成いたしました三宅町高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画にも記載させていただいておりますが、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えて、たとえ介護が必要になっても住みなれた地域で安心して自分らしく暮らしを続けていけることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要となっています。

現在、三宅町内には医療機関が少なく、高齢者等が在宅医療を受ける資源が不足している状況ですので、三宅町内外における医療、介護、保険サービスを含め、行政、住民、医療関

係者、地域ボランティアなどとともにケアシステムづくりをしていく必要があります。そのため、本議会に提出しております三宅町地域包括ケア推進会議設置条例において附属機関の設置を行い、今後、三宅町に合った地域包括ケアシステムのあり方を検討しております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） この部分については、収入を上げる方法とか、2番の回答。

はい、町長。

○町長（志野孝光君） 2つ目の一般質問、収入を上げる方法、町も稼ぐ施策についてご回答申し上げます。

森内議員の商業・観光という面から三宅インターの活用の具体例、恋人の聖地の活用方法など、収入を得るという視点からの施策をどうするかとのご質問でございますが、平成27年3月に京奈和自動車道の三宅インターチェンジと一般道路が供用開始され、大阪や三重県からのアクセスがよくなりました。さらに都市計画道大和郡山川西三宅線が事業中であり、ますます利便性の向上が見込まれます。

町といたしましては、今後、日本全国に三宅町を知ってもらい、訪れていただけるよう、三宅町にある観光資源、太子道、屯倉古墳群、万葉歌碑、恋人の聖地などを積極的にPRし、また全国に発信中の恋人の聖地のブランド力を生かして、モニュメントの完成時には町民皆様のご協力をいただき、催し物等を行っていきたいと考えております。そして、今年度、地域創生事業の屯倉PR事業において、三宅町の魅力を紹介するプロモーションビデオを活用し、さらなる観光客増加や企業誘致を行っていく予定であります。

企業誘致の際の三宅町の他地にはない有利な点のアピールとの質問でございますが、先ほど説明させていただいたとおり、三宅インターを使用し郡山下ツ道ジャンクションを使い西名阪自動車道に直結し、大阪、三重方面よりのアクセスが非常にいいということでございます。現在、近い将来を見越していろいろな企業様より企業進出の問い合わせが徐々にございますが、増えつつあります。企業が三宅町に事業所を建設し営業されれば、法人住民税、固定資産税、雇用の増加に伴う住民の定住による住民税等、各税収の増加が見込めると考えております。

以上で終わります。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員、1、2の回答いただきましたけれども、再質問。はい、どうぞ。

○2番（森内哲也君） ありがとうございます。

こういった三宅町の未来の姿を質問させていただきました。実は、新人議員としてわからないことばかりなので、昔の議事録をずっと見させていただいていました。志野町長が町会議員の時代のときとかも見させていただいて、それでちょっと感じたことというのは、町長が描いておられる三宅町のためにこうしたほうがいいというような意見、結構実現されてきているというふうに感じています。自身の信念を貫かれる方なのかなと改めて感じている次第なんです。

ですので、町長の描かれる未来の姿というのに、今よりもより多く町民の意見を反映させていく、反映させてほしいというふうに考えています。だから、我々の議員、町民に選んでいただいた我々議員とか、あるいは直接住民さんとかと、どうしようみたいな話、ざっくばらんな話をする機会なんかを設けていただけるようなことがあれば、より……

○議長（植村ケイ子君） 質問に変えていただけますか、要望じゃなくて。

○2番（森内哲也君） はい。実現するのではないかと考えていまして、そういった機会を何か考えたりとかということはあるでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） はい、町長。

○町長（志野孝光君） 貴重なご意見ありがとうございます。

既にもういろいろな面において、私も情報網を活用して情報を集めておりますし、また職員に対してもいろんな情報を得る努力をするように、またアンケート調査等、さまざまな手法をとりまして、事業委託でございますが、いろんな世代に向けての情報収集を行っております。そのような面を活用して今までまちづくりに対する施策事業を実施してきたところでございます。

もちろん、私も政治家でございますので、自分の信念というものは曲げずに貫いておるところでございます。その点については、これから議員1年目をお迎えの森内議員におかれましても、全く同じではないかと思えます。議会議員さんとのいろんな情報交流・交換においては、今後、重要な部分であるかなと思いますが、まずは1年目でございますので、ご自身もしっかりと勉強なさる、そちらに力をいれていただけたらなと思えます。

○議長（植村ケイ子君） 森内議員、いいですか。

○2番（森内哲也君） はい。

○議長（植村ケイ子君） 森内哲也君の一般質問を終わります。

◇ 森 田 浩 司 君

○議長（植村ケイ子君）　続きまして、1番議員、森田浩司君の一般質問を許します。

はい、森田浩司君。

○1番（森田浩司君）　1番議員、森田浩司です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私の一般質問は2点、2項目に及びさせていただきます。

まず1点目、三宅町の商工振興の施策について。

今年度、地域における消費喚起策として、三宅町ではプレミアムつき商品券の発行が予定されています。5月第1回の臨時会で、その取り組みについて質疑をさせていただきました。その中で、三宅町の商工振興の中心的役割を果たしていただいている三宅町商工会とどのように連携してプレミアムつき商品券発行事業を行っているのかをただしたところ、外部の専門的な業者に委託をし、進めていくと答弁がありました。

1、商工会とはプレミアムつき商品券の発行について協議されましたか。

2、されていないとすれば、なぜされていないのか、町長の考えをお伺いします。

3、三宅町の商工振興施策としてどのような取り組みをされているのかお伺いします。

続きまして、専決処分と議会の議決事項について質問させていただきます。

平成26年度一般会計補正予算は13回なされています。そのうち専決処分が6回なされています。また平成27年度一般会計においても、5月時点で2回の補正がなされており、そのうちの1回は専決処分です。さらに5月の臨時会において所得の多い方について負担がふえるなどの国民健康保険税条例の一部を改正する条例を含む6件が専決処分として提出されました。

専決処分は議会で承認されなかった場合でも、法律上専決処分が優先されることに間違いはないかお伺いします。間違いないとすれば、専決事項が議会で承認されなかった場合、議会の意見が無視され、町長の独断で施策を進めたり、条例を改正することができるということです。

そこで町長にお伺いします。

地方自治法第96条に規定されている議会の議決権である条例を設けまたは改廃すること、予算を定めることを尊重して、全てではありませんが、原則承認事項ではなく議案として議会へ提出し、審査し、議会の議決を得る必要がありますが、どのようにお考えですか。

以上で一般質問を終わります。答弁によっては自席から再質問させていただきます。よろしくお伺いします。

○議長（植村ケイ子君）　はい、副町長。

○副町長（北野勝也君） 1 番、森田議員のご質問についてご回答いたします。

1 つ目の質問、三宅町の商工振興の施策については、後ほど未来創造部長のほうからご回答させていただきます。

ご質問の、専決処分は議会で承認されなかった場合でも、法律上専決処分が優先されることに間違いはないか伺いたいと思いますというのですが、地方自治法第179条第1項に長の専決処分が規定されておるところでございます。同法同条第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めなければならないとされております。議会で承認されなかった場合においても、その効力には影響がないものと解されているところでございます。

また、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分においては、昭和62年12月23日三宅町議会で議決の「町長の専決処分事項の指定について」により指定されているところがあります。

議員指摘の地方自治法第96条においては、議会の権限として、普通地方公共団体の議会が議決しなければならない事項が示されております。第1号、条例を設けまたは改廃することを初めとして、第15号までの規定が記載されております。

よって、この規定により予算案、条例案等を議会に諮り、議決をもって成立するものでありますので、専決処分においては、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるかどうかについて、客観的な判断のもと行うべきと考えております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） はい、江蔵部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 三宅町の商工施策について、1 番、森田議員の一般質問についてお答えいたします。

1、プレミアムつき商品券の発行について、商工会と協議はしておりません。

2、今回の地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）プレミアムつき商品券事業につきましては、5月議会でも説明したように、多岐にわたるこの事業を全てこなすことができる業者が必要と考え、指名型簡易プロポーザル方式で業者を決定いたします。

3、三宅町の商工振興施策として、商工会、奈良県スポーツ用品工業組合への補助金の交付、地場産業周知事業、町イチ！村イチ！、あったかもんグランプリ、未来は元気フェスティバルの共同出展、地場産業陳列ケースの設置、三宅町まちおこし支援事業、文化祭等の出展、太子道の集い支援事業などを行っております。

また昨年度、京奈和自動車道開通記念行事に対するブースの出展、「町制40周年記念三宅町町勢要覧」、「三宅町くらしの便利帳」の冊子作成時には、商工会等の協力をいただいております。

以上でございます。

○議長（植村ケイ子君） はい、森田君、再質問ありますか。

○1番（森田浩司君） させていただきます。

今、部長のほうから回答があったように、プレミアム商品券の発行につきましては、商工会と協議をしておりますとの回答いただきましたが、その中で2番の質問にもかかわりますが、多岐にわたるこの事業を全てこなすことができる業者が必要と考え、指名型のプロポーザル方式でこの業者を決定するということであります。しかし、1の協議もしていないという回答の中で、協議もしていないのに、なぜこの事業が商工会でできないのか、この事業を全てこなすことが商工会はできないと判断された理由をお伺いします。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長、はい。

○未来創造部長（江蔵潔明君） プレミアム商品券については、先ほども申しました多岐にわたる事業と、相当数の人数というたらおかしいけれども、たくさんの方が要りますので、商工会さん2名さんということで聞いております。うち三宅町の考え方としましては、指名願を出していただいております業者さんから実績を考慮して、当然その方に指名をして応募していただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） はい、どうぞ。

○1番（森田浩司君） 近隣の市町村では、商工会が同じような事業を行っていると思いますが、三宅町ではなぜできないという判断をなされたのか。これは協議して、ここは問題なんできないという判断されているのならわかるんですけども、協議もされずに、他の市町村でできることをなぜ三宅町ではできないのかをお伺いします。

○議長（植村ケイ子君） 江蔵部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 他の市町村が全てにおいて商工会がやっているわけではないと聞いております。ほかの事業所を使ってプレミアム商品券の発行をしているということも聞いております。今回、ほかの市町村におきましては、以前商品券の発行の事前にあった、以前からしている経緯のあったところについては当然、商工会が引き続きしていると思いますが、三宅町におきましては初めての商品券の発行ということになります。というこ

とで、やはりその実績等々そういうことのできる業者を選定したほうがいいという結論からこういうことになっております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） はい、どうぞ。

○1番（森田浩司君） 今初めてのことで判断できないということでありましたけれども、初めてのことであれば、なおさら地元の商工会、企業の方々とどうしていくのかという議論が大切やと思うんですけれども、なぜそのプロセスがないのかをお伺いします。ちょっとできれば町長の考えをお伺いします。

○議長（植村ケイ子君） はい、町長。

○町長（志野孝光君） うちにはいろんな業務、建設工事も含めて業務の発注において、町の方針としては指名願を届け出ている業者を優先して、指名の場合は指名をし、発注、入札をかけて、いい入札、または今先程言いましたように、指名型プロポーザルであったり、指名型簡易プロポーザルであったりと、こういうふうな選定の仕方を優先しております。それがもし指名業者が1、ゼロであった場合に対しては、それから以降どうして業者を選んでいくのか、これも見積もりの提出であったり入札であったりが、指名に業者がない場合でもこれを優先してきっちりと明確に、本町においてはそういう発注までの過程をあらわしておりますので、商工会においては指名願の届け出がないという業者でございますので、今回の指名型のところには入りません。

○議長（植村ケイ子君） はい、どうぞ。

○1番（森田浩司君） 今回の指名型プロポーザル方式でというのは判断されたということなんですけれども、この理由として多岐にわたるこの事業を全てこなすことができる業者が必要と考えてこの方式をとられたと思うんですけれども、なぜ商工会がこの多岐にわたるこの事業を全てこなすことができないという、協議もせずに何で判断されたんかというところをお伺いしているんですけれども、お答えください。

○議長（植村ケイ子君） はい、町長。

○町長（志野孝光君） 指名の入っていない方と協議はできません。

○議長（植村ケイ子君） はい、森田君。

○1番（森田浩司君） 時間の関係もありますので、次の質問させていただきます。

三宅町第3次基本構想でも商業について、三宅町商工会と連携して活性化を図っていますと書かれています。先ほど町長の答弁、森内議員の答弁にもあったように、信念を貫くとお

っしゃっておりましたが、平成26年9月議会の一般質問において、町の産業の発展を考えたときに三宅町商工会との対話について、一日でも早く同じテーブルについて意見交換するべきと思いますが、町長いかがですかという質問に対し、町長は商工会との対話につきましては、商工会を初めとし各種団体の要望や協議などにつきましては、担当課で対応を行っております、その中で担当部長、課長が本町の施策の説明などを行い、対話、意見交換をし、庁内で議論を積み上げるといった形での対話を図っているところでございますと答弁されています。

しかし、現状では対話がなされていないということですが、うその答弁がなされたということですか。町長にお伺いします。

○議長（植村ケイ子君） はい、江蔵部長。

○未来創造部長（江蔵潔明君） 失礼します。

先ほど担当部長、担当課が商工会と窓口で対話をするということなんですけれども、三宅町におきましては、各種事業出店の際に事業出店会ごとにきちっと商工会と担当者と打ち合わせ、すり合わせをして、そういうイベント事業に臨んでおりますので、事業対話はなされているというふうに思っております。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） はい、森田君。

○1番（森田浩司君） イベントのことではそういう連携がなされているということなんですけれども、施策について、このような地元地域の活性化を図るための目的がある補助金になっていると思うんですけれども、その地元業者を飛ばして、意見交換もせずに地元の活性化に補助金が生かされるとは思わないんですけれども、そのあたりどのようにお考えですか。

○議長（植村ケイ子君） はい、町長。

○町長（志野孝光君） 今、森田議員のほうから町から出ている補助金について話が出ましたんで、私のほうから一つ回答をさせていただきます。

○1番（森田浩司君） 議長、すみません。町の補助金に対する、商工会に対する補助金ではなくて、国のプレミアム商品券についての補助金のことです。交付金のことです。

○町長（志野孝光君） それはさっき。今、商工会の事業の振興のところ行ってたん違うんですか、3番。議長、どっちですか。

○議長（植村ケイ子君） そうですね、3番まで行きましたね。

○町長（志野孝光君） はい、続けていいですか。

○議長（植村ケイ子君） はい。

○町長（志野孝光君） 商工会に対する補助金のお話が出ましたんで、私のほうから一つお話をさせていただきたいと思います。

私のほうでは、例えば町の小さいながらもお商売をされている方から商工会の経営指導というのは、なかなか来てくれはらへんとか、ないというような話を伺ったことがありますて、私の母親も実は商工会の会員でございますので、家へ帰ってどうなんやと、来てくれてはるのかということを聞きますと、総会の案内であつたり、祭りの寄附を受け付けますというような案内チラシが郵便ポストに入っているが、まあ商売も商売やし、うちの商売の状況からして経営指導なんて来てくれはらへんわというような親子の会話をしたことがございます。

しかしながら、昔は仕事がどんな状態であっても、商工会の方がよく会社や自宅に来てくださりまして、売り上げはどうですかとか、景気はどうですかとか、何かトラブルに巻き込まれて困っていることはありませんかといったような、必ずこういったきめ細かな活動をして回ってこられたよなということも母親と会話をしたことを覚えております。

こうした話をもとにしまして、平成27年度の予算組みのときに、町の補助金180万円が一体どのような使われ方をしておるのかということが気になりましたもので、商工会に対して180万円の補助金の使い方を使用項目ごとに提出するよう、町長として命令を出しました。

その内容といたしましては、地区内における商工業の総合的な改善発達を推進するための事業としての総合振興費に充当予定額18万円、業種別簿記の普及と指導、青色申告の普及及び指導、その他経営税務対策の指導に関する事業の経費としての経営税務対策費に充当予定額15万2,000円、本町についての活性化を模索したセールスを幅広くPRする地場産業等地域ブランドの確立を行うための地域活性化対策費に予算充当額36万円、地区内における商工業の従業員及びその家族に対する福祉増進を図るための事業としての福利厚生対策費に充当予定額3万1,000円、小規模事業者の記帳機械化推進に係る経費としての記帳機械化等対策費に充当予定額5万円、これらを合わせた地域総合振興事業費に充当予定額合計77万3,000円となっております。ここに管理項目で上がっておりました会員指導に係る事務経費としての事務費等の充当予定額20万円を加えまして97万3,000円、町の補助金においての割合は54%となります。

その他、会館の修繕や維持のための費用としての開館運営特別会計繰出金として充当予定額35万円、理事会、総会、委員会等の必要経費としての会議費に充当予定額23万5,000円、諸会費としての負担金で充当予定額22万円など、町補助金の180万円より、先ほど説明した

地域総合振興事業費と事務費を合わせた97万3,000円を引いた残り82万7,000円のうち、80万5,000円の金額が修繕や会議、各種負担金に使われていることが判明いたしました。

○1番（森田浩司君） 回答簡潔にお願いします。

○町長（志野孝光君） 余りにも商工会員に向けての事業費、使われている事業費が少ないことに驚きを覚えたわけでございます。これでは町の補助金も効果が出にくいという判断をいたしまして、平成27年度の予算からは必ず事業をしてもらうように、予算項目と金額を町で決め、年度末でその活動報告をしっかりと事業報告として提出するように、今年度から改善・改革を行っております。

新年度の内容といたしましては、総合振興費に充当額といたしまして40万円、前年度対比約220%、経営税務対策費に充当予定額35万円、前年度対比約230%、地域活性化対策費に充当予定額40万円、対前年度比約110%、福利厚生対策費に充当予定額5万円、前年度比約160%、記帳機械化等対策費に10万円、前年度比200%、これらを合わせた地域総合振興事業費に充当予算額130万円、対前年度比……

○議長（植村ケイ子君） ちょっとすみません、町長まだ回答続きますか。

○町長（志野孝光君） もうちょっとで終わります。

168%と、管理費の項目になる会員指導に係る事務経費に充当予定額30万円、対前年度比150%の配分を行っております。

一方、本来、商工会の皆様方の会費等で賄うべき会館の修繕や維持のための費用、会議費負担金については、充当予定額を18万円、対前年度比約22%減額し、町といたしましては、180万円の補助金が小まめな訪問、専門的知識を生かした指導、その他さまざまな相談相手となるようにつながるよう、町の商工振興発展につなげるような、そんな取り組みを新年度、27年度に行っておるところでございます。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員、時間8分やからまとめて。

○1番（森田浩司君） わかりました。

町長のお考えは理解できたんですけども、その町長のお考えを商工会の方々や町の方々とお話しし、意見交換や話し合っていただけるようお願い申し上げます。

そして、次の質問に移らせていただきます。

専決処分と議会の議決事項についてという項目の再質問をさせていただきます。

3月議会の平成26年度一般会計第11回補正予算は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、3月4日に専決処分が行われまし

た。3月4日は3月定例会の会期中であり、時間的余裕がないことが明らかとは言えないとは思われますが、どのようにお考えですか。

○議長（植村ケイ子君） どちら様が回答なさいますか。

はい、副町長。

○副町長（北野勝也君） 今、議員がお述べになった項目について資料がございません。詳しくご説明いただければ説明はできるかと思うんですけども、今のご質問の内容では回答しかねます。

○議長（植村ケイ子君） はい、森田君。

○1番（森田浩司君） 議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるか否かの認定は町長が行うことになりますが、先ほどの答弁にもありましたが、町長が行うことになりますが、その認定には客観性がなければならず、これを誤った場合には当該専決処分は違法であるという行政実例が出されています。このことをどのように受けとめ、今後どのように対応されていくのか、町長、お考えをお伺いします。よろしくお願いします。

○町長（志野孝光君） 議長、長くなりますけれどもよろしいか。

○議長（植村ケイ子君） 時間的にあと、時間的にちょっと余裕がないんですけども、簡単に回答できたらそれでいいですけども、もし長引くようであれば森田議員、文書ではどうでしょうか。

○1番（森田浩司君） はい、最後に僕の質問させてもらって、お願いだけさせてもらって、町長の回答いただけて終わらせてもらっても大丈夫ですかね。最後……

○町長（志野孝光君） いや、僕の回答が長いんで。

○1番（森田浩司君） どうぞお願いします。町長の回答いただけたら。

○町長（志野孝光君） 専決処分が、会報見ましても何かこう町が悪いことしているんじゃないかなというような、わざわざ太字でこう書かれておるわけでございますけれども、私としては、職員がそんな法に抵触するような事務を行っているようなことは一切ないと、このように。やっぱり私の部下であり、私が採用した職員もたくさんいますんで、信頼関係のもと事務を執行しておるところでございます。

まず、議員に一つちょっとお話がございます。森田議員は先輩議員のほうから、過去にこの予算の部分で流用という言葉がございますが、その流用では確たるそのお金の使い道がわからないと、はっきりとわかるようにしてほしいとの意見が出まして、事務執行のことも考えながら我々は手法を検討して実施してきたのがこの専決処分の処理でございました。議会

できちゃんと報告を承認していただくこの方法で議会議員の先輩方から申し出のあったわかりにくい部分を、我々は検討して手法を考え、わかりやすく改善してきて、行政側も事務を行ってきたわけでございます。過去の全4年間についてはそういうふうなやりとりの中で専決処分の後々の報告というやり方をとらせていただいたわけでございます。こうして処理をして執行し、事後報告となりますが、その処分においては、先ほども言いましたように後刻きちんと報告をする責任を負う側の我々行政マンにおいては、一切おかしい処理は行っていないと私は確信を持っております。

ただ、議員のほうでは、それは我々議員が有する権利がないと、議員は5月の臨時議会でも、今定例会でも発言されており、また会報でも、役場が法に抵触するような処理をしているようなことも表現されているように思います。講演会だよりも書かれている部分を読み上げますと、議員の意思決定機関、決定に関係なく進めていく方法は町長として正しい姿勢なのでしょうか。専決処分が多いということは、住民の意思を無視していることと何らかわりはありません。議会軽視であり、計画性のなさをあらわしていると書かれています。先輩議員の意見に沿うように今まで取り組んできたこういう手法が一切だめだということならば、役場としては議員、議会の権利というものを尊重いたしまして、今議会終了後に発生する全ての議案に対して、臨時議会にて処理をしていく姿勢でございます。

この件につきまして、議長に申し出をいたします。直ちに暫時休憩に入っていただきまして、議会運営委員会委員長のもと、今定例会以降の案件について臨時議会で案件を処理するのか、今までどおりでいいのか、議員全員でしっかりと話し合いをしていただき、議会としての答えを今定例会終了までにご回答いただきたいと思います。

ただし、一つ条件がございます。この案件は審議しなくてもいい、この案件は臨時議会に諮れなど、選別した審議においては、後々また案件を審議せず専決処分して執行したのはおかしいと言われかねますので、そうならないためにも、私からの条件は、今定例会以降の全議案の審議を行うことを条件といたします。全員でしっかりとご判断をいただいて、議会としての回答を願いたいと思います。

○議長（植村ケイ子君） 森田議員、それでいいですか。いいですね。

○1番（森田浩司君） 時間大丈夫ですか。

○議長（植村ケイ子君） 最後一言だけ許します。

○1番（森田浩司君） 今、町長から提案されていましたが、全てが全て専決処分が悪いというふうに申しているのではなく、議案として提出できるものまで専決処分になされて

いるということが問題であるということで指摘させていただいております。町長の専決処分、僕が言っている専決処分が全て悪いみたいな言い方は誤解を生むので、そこは訂正お願いします。

議案として、きょう言わせてもらった部分でも、3月4日に専決処分が行われていますけれども、会期中やのに専決処分が行われている、そこがまず問題やということ、議案として追加議案で上げればいい話を専決処分でなされているということが問題だということを指摘させていただいております。町長のおっしゃっている、専決処分が全て悪いとおっしゃっているという意味ではございません。

○議長（植村ケイ子君） 町長。手短にお願いします。

○町長（志野孝光君） 先ほど森田議員のほうから選別について回答をせよというような話もありましたが、選別が非常に難しゅうございます。またその選別で、先ほども言いましたように、これは何で諮らへんのかというようなことがあってはならないので、今先ほども申し上げましたように全てにおいて臨時議会に対応していただけたらと思います。そうすれば先ほど言われましたようなそういう問題も私の心配することも解消されるのではないのでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 森田君、時間ないからそれでいいですか。

それでは、森田浩司君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

時間が12時15分なので、暫時休憩をとりまして、昼1時半の再開にしたいと思います。

（「議長、まだ一般質問あるの違うの」と呼ぶ者あり）

（「いや、私それは私知らんな」と呼ぶ者あり）

（「松田議員の一般質問あるんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） あれはこの前、議運のときにちゃんと報告していますけれども、休憩です。

（午後 0時16分）

○議長（植村ケイ子君） ただいまより再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（植村ケイ子君） 町長から求められた議会の運営について協議いたしたいと思いますので、暫時休憩をとります。

○副町長（北野勝也君） 議長、もし午前森田議員の回答で不足があった分なんですけれども、今ご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（植村ケイ子君） 休憩の後だったら具合悪いの。

○副町長（北野勝也君） 時間をいただけるのであれば。

○議長（植村ケイ子君） 長いか。

○副町長（北野勝也君） いいえ、30秒。

○議長（植村ケイ子君） どうぞ。

○副町長（北野勝也君） よろしいですか。

○議長（植村ケイ子君） はい。

○副町長（北野勝也君） 失礼します。

午前中にご説明至らなかった部分なんです、3月4日の専決の件についてですが、これは重度心身障害老人等医療助成事業における新規の受給者が平成26年12月25日に資格取得され、平成27年2月末時点で把握することができなかった26年7月から9月までの入院分の請求に係る分なんですけれども、これは本人さんが立てかえが長期にわたって生活に影響を及ぼしており、至急に支払う必要が生じた分でありますので、3月4日の専決とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（植村ケイ子君） いいですか、回答だけで。

○1番（森田浩司君） はい。

○議長（植村ケイ子君） そしたら休憩入ります。

（午後 1時31分）

○議長（植村ケイ子君） 皆さんおそろいようですので、再開いたします。

（午後 2時28分）

○議長（植村ケイ子君） お時間いただきましてありがとうございます。

議会で協議した内容を伝えます。

行政の執行において、議会としては、専決処分はいけないとは言えません。専決処分については最小限にとどめるように努めていただき、議会も町政発展の責任を負う自覚を持ち、行政、議会両輪となり町の発展に努めてまいりたい。臨時議会の開催については、緊急を要する場合のみの対応を求めます。

以上です。

議事進行いたします。

◎追加議案の上程

○議長（植村ケイ子君） お諮りします。

本日の議事日程に追加議案、発議及び選挙を上程したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、議案、発議及び選挙を追加することに決定しました。

追加の議事日程を配付いたします。しばらくお待ちください。

（議案配付）

○議長（植村ケイ子君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 追加日程第1、議案第52号 三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についての議案を上程し、町長より提案理由の説明を求めます。

はい、町長。

○町長（志野孝光君） 本日、追加議案として提出させていただきました議案第52号 介護保険特別会計第1回補正予算について、提案理由を説明いたします。

介護保険法に基づく保険給付サービスについて、平成27年度当初予算においては、第6期介護保険事業計画及び前年度の支給実績を勘案し予算計上をしておりますが、平成25年8月から平成26年7月利用分に係る27年度請求分の高額医療合算サービス費において、昨年度実績の40名から54名に急増し、うち新規申請者が26名となったことから、医療保険者側と同時期の支給を行うことにより、住民サービスの混乱を招かないよう予算措置をすべく、追加議案として提出いたしました。

具体的には、款2保険給付費、項6高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス等費の分担金において25万5,000円の増額を行い、この財源調整のため款7予備費、項1予備費、目予備費で25万5,000円の減額を行っております。

このことにより、今回の補正額は、歳出において規定の予算内で行っており、予算総額そのものの変動はございません。

○議長（植村ケイ子君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

追加日程第1、議案第52号 三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 追加日程第2、発議第4号 安倍内閣の安全保障関連の11法案の拙速な採決をやめ、慎重審議を求める意見書（案）を議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、提出者の池田議員より提案理由の説明を求めます。

○9番（池田年夫君） 先ほどの意見書、発議第4号という裏に意見書（案）が印刷されておりますので、それを見ていただきますようよろしくお願いいたします。

安倍内閣の安全保障関連の11条法案の拙速な採決をやめ、慎重審議を求める意見書（案）。

安倍内閣は15日、戦争中の他国軍を後方支援する恒久法、国際平和支援法と集団的自衛権の行使を前提とした武力攻撃事態法改正案など、安全保障関連の11法案を国会に提出いたしました。安倍首相は8月に法案を成立させると公言しています。

この法案の拙速な採決をやめ、慎重審議を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

というのが本文です。皆さん方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 今、池田君の説明が終わりました。

追加日程第2、発議第4号 安倍内閣の安全保障関連の11法案の拙速な採決をやめ、慎重審議を求める意見書（案）を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りいたします。

追加日程第2、発議第4号 安倍内閣の安全保障関連の11法案の拙速な採決をやめ、慎重審議を求める意見書（案）を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植村ケイ子君） 追加日程第3、発議第5号 TPP交渉に関する意見書（案）を議題とし、上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認め、提出者の池田議員より提案理由の説明を求めます。

はい、池田君。

○9番（池田年夫君） 同じく、発議第5号 TPP交渉に関する意見書（案）の表題の裏面に意見書（案）が印刷されておりますので、そちらを見ていただきますようよろしくお願いいたします。読んで提案いたします。

TPP交渉に関する意見書（案）。

昨年末に合意を目指したTPP交渉は、日米間のもとより、交渉参加国間の深刻な利害対

立から合意を断念せざるを得ませんでした。ＴＰＰは農林漁業への甚大な影響のみならず、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ＩＳＤ条項によって国家主権が脅かされるなど、ＴＰＰに対する国民の懸念が広がっているもとで合意を断念したことは当然のことでした。

しかし、春の段階でのＴＰＰ合意を目指すオバマ政権は、年明けから日米事務レベル協議を開催し、安倍政権も日米が連携して交渉を促進する立場を繰り返し表明するなど、依然として緊迫した状況にあります。

政府はこの間、交渉に当たっては、農産品５品目の関税撤廃を除外できない場合は交渉から離脱すること等を明記した衆参両院の農林水産委員会決議を遵守することを約束し、与党も一連の選挙公約で繰り返し同様のことを国民に約束してきました。

しかし現実には、日本政府が国益を明け渡す譲歩を繰り返しているのに対し、アメリカは１つ譲れば２つよこせ、２つ譲れば全部よこせとばかりに全面譲歩を要求しています。こうした交渉を続ければ日本がさらに譲歩し、国益を全面的に投げ捨てることにつながりかねません。もはや国益を守るためには交渉から撤退する以外にありません。

政府はＴＰＰ交渉に関する国会決議を遵守するとともに、守れない場合は、交渉から撤退することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（植村ケイ子君） 今、池田君の説明が終わりました。

追加日程第３、発議第５号 ＴＰＰ交渉に関する意見書（案）を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

お諮りいたします。

追加日程第３、発議第５号 ＴＰＰ交渉に関する意見書（案）を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（植村ケイ子君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎選挙第5号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（植村ケイ子君） 追加日程第4、選挙第5号 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、町村議会議員から選出する広域連合議会議員について、欠員が3名生じたため、町村議会議員から3名を選出することになりますが、4名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者広域連合規約に基づき、全ての町村議会において選挙が行われることになったものであります。

この選挙は広域連合規約第8条の規定により、全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第85条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第85条の規定にかかわらず、候補者の得票数までを報告することといたします。

これより投票を行います。議場の出入り口を閉鎖してください。

（議場閉鎖）

○議長（植村ケイ子君） 事務局から投票記載所、投票箱の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

ただいま出席議員は10名です。

次に、立会人を会議規則第85条の規定により、立会人に5番議員、衣川喜憲君、6番議員、園田時廣君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。なお、候補者名簿につきましては、お手元に既に配付いたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。

（投票用紙配付）

○議長（植村ケイ子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 配付漏れなしと認めます。

立会人が投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（植村ケイ子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（植村ケイ子君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に指名いたしました5番議員、衣川喜憲君、6番議員、園田時廣君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（植村ケイ子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票9票、無効投票1票。有効投票中、森田瞳君1票、青木義勝君6票、堀口誠君ゼロ票、木澤正男君2票。

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（植村ケイ子君） ただいまの選挙結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長へ報告いたします。

◎閉会中の継続審査について

○議長（植村ケイ子君） 閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植村ケイ子君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

◎町長挨拶

○議長（植村ケイ子君） 以上をもちまして、本定例会に提出された案件は全て議了しました。

閉会に当たりまして、志野町長より挨拶をいただきます。

はい、志野町長。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第2回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会に、補正予算2件、条例の制定並びに改正合わせて5件、専決処分事項報告1件、予算繰越明許費繰越計算書の報告3件、同意1件、諮問2件の計14件の重要案件のご提案を申し上げ、慎重審議いただき、各議案全て原案どおり可決、同意、承認をいただきましたことにつきまして、厚くお礼を申し上げます。

今後とも本町の発展のために一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（植村ケイ子君） これをもちまして、平成27年6月三宅町議会第2回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

（午後 2時49分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員